

更生保護の被害者等施策の概要

第1 更生保護における被害者等施策の概説

1 被害者等通知制度

仮釈放又は少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理や、保護観察についての開始その他の状況を、被害者等に通知する。

2 意見等聴取制度

希望する被害者等が、仮釈放又は少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができる。

この制度の利用があった場合、地方更生保護委員会は、述べられた意見等を、後記するように、仮釈放等を許すか否かの判断その他の様々な検討に際しての重要な考慮事項として取り扱う。

3 心情等伝達制度

被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、その内容を保護観察を受けている加害者に伝達する制度。

この制度の利用があった場合、保護観察所は、当該加害者に対し、被害者の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督などを行う。

4 相談・支援

被害者等が、保護観察所の被害者等施策専従の職員に対し、不安や悩み等を相談することができる。

この制度の利用があった場合であって必要があるときは、被害者等施策専従の職員は、被害者等への支援制度などの説明や関係機関の紹介などを行う。

5 上記1ないし4の各施策のモデル的な整理

上記1ないし4の各施策を、加害者が成人であった場合を念頭にモデル的に整理すると、別添モデル図のとおり。

注 現在の更生保護の犯罪被害者等施策が施行された平成19年12月1日より前の更生保護官署においては、法令上の規定に基づいて、被害者への支援のために被害者と接する仕組みは存在しなかった。

ただし、運用上、例えば、矯正施設（刑事施設や少年院）に収容されている加害者の仮釈放等を許すか否かに関する審理（配付資料1参照）において、地方委員会の合議体が必要と認めた場合、仮釈放等を許すか否かの判断の根拠の一つとするために、被害者の状況等に関して行う調査を行っていた。実際には、地方委員会の合議体の依頼により、被害者の居住地を管轄する保護観察所の保護観察官が、被害者のもとを訪問し、被害者から、加害者の仮釈放等についての考えや気持ちを聴取する方法で、行われることが通例であった。

第2 各施策の詳細

1 被害者等通知制度（加害者が成人の場合）

刑事司法について、被害者を始めとする国民の理解を得るとともに、その適正かつ円滑な運営に資することを目的に、被害者等に対して、加害者の同意を取らずに被害者等に示してよい、加害者の情報の一部を通知している。

検察庁・矯正施設・地方委員会・保護観察所が連携しながら対応しているところ、本検討会の目的に照らし、以下では、更生保護官署が関与する部分を中心に示す。

(1) 申出

ア 本制度を利用できる被害者等は、“有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官”に対して、申出をする（当該被害者等は、加害者が受刑中・保護観察中・保護観察終了後を問わず、いつでも申し出ることが可能。）。

イ 本制度を利用できる被害者等は、

(ア) 被害者自身

(イ) (ア)の親族

(ウ) (イ)に準ずる者（内縁者、婚約者など）

(エ) (ア)～(ウ)の代理人弁護士

(オ) 目撃者又は余罪の被害者（※通知される事項は少ない。）

の5類型。

ウ 申出の様式は、別添1のとおりであり、加害者1名につき1通を提出。

検察官等は、申出を受けたときは、通知された事項を不当に第三者に漏らさない旨の誓約をするよう被害者等に求める。

エ 本制度を利用できる被害者等は、通知内容の多寡を選択する（通知内容が少ない＝受刑した加害者につき、受刑中の処遇状況・保護観察の開始の事実・保護観察の処遇状況に関する事項の3点の通知なし／執行猶予となった加害者につき、執行猶予が取り消された場合のみ通知）

(2) 受付・受理

ア 被害者等から別添1の申出書の提出を受けた検察官等は、当該被害者等に通知をすることが相当か否かを判断する。

イ 通知しないこととしたときは、被害者等に書面でその旨及び理由を連絡する。

(3) 通知

ア 加害者が刑務所に収容されている場合

(ア) 検察庁から被害者等に通知する。

(イ) 通知内容は次のとおり。

- ・ 収容されている刑事施設
- ・ 刑の執行終了予定時期
- ・ 刑事施設における処遇状況
- ・ 仮釈放／満期釈放に関する事項（釈放時において収容されていた刑事施設の名称及び所在地、仮釈放の場合には、保護観察をつかさどる観察

所名等)

イ 加害者の仮釈放審理が始まった場合・仮釈放審理が終わった場合

(ア) 加害者の仮釈放審理をする地方委員会から被害者等に通知する。

(イ) 通知内容は、別添2のとおり。

なお、仮釈放審理の開始に関する事項を通知する際に、意見等聴取制度に係る資料を同封し、制度利用を促すことが通例。

(ウ) 仮釈放が許されたとしても、

- ・ 仮に釈放される予定の日
- ・ 仮に釈放された後に加害者が生活する場所の住所や連絡先
- ・ 加害者に対する地方委員会の評価

は通知されない。

仮に釈放される予定の日や住所等を通知しないのは、①例えば、仮釈放が許された後に、加害者が刑務所内で規律違反をし、仮釈放の許可が取り消されるなど、予定どおりに仮に釈放されるか否か不明であること、②加害者においては、仮に釈放される直前に、初めて仮に釈放される事実が伝えられることになっているところ、このこととのバランスをとるためなどによる。

加害者に対する地方委員会の評価を通知しないのは、(仮釈放の許否の結果については、伝えられるものの) その前提となる評価は、総合的に行われるものであることによる。

(エ) 一方、加害者が、その釈放後に、被害者等に再被害をもたらすような場合は、警察を中心とした全く別の仕組みで、次のような情報が被害者等に示されることがある(再被害防止制度/事案に応じて、通知される内容や程度は異なる)。

- ・ 仮に釈放される予定の時期
- ・ 仮に釈放された後に加害者が生活する場所
- ・ 収容中の特異動向その他参考事項

ウ 加害者が刑務所から仮に釈放された場合

(ア) 加害者の保護観察をつかさどる保護観察所から被害者等に通知する。

(イ) 通知内容は、別添3のとおり。

なお、保護観察の開始に関する事項を通知する際に、心情等伝達制度に係る資料を同封し、制度利用を促すことが通例。

(ウ) 保護観察中であつたとしても、

- ・ 加害者が生活する場所の住所や連絡先
- ・ 加害者の就労先の名称や場所
- ・ 加害者に対する保護観察所の評価

などは通知されない。

加害者が生活する場所の住所等や就労先の名称等を通知しないのは、加害者の個人情報保護の見地からである。

加害者に対する保護観察の評価を通知しないのは、(仮釈放の取消しや保護観察の仮解除については、伝えられるものの) その前提となる評価は、総合的に行われるものであることによる。

2 被害者等通知制度（加害者が少年の場合）

制度の趣旨・目的は、加害者が成人の場合と変わらない。

家庭裁判所・矯正施設・地方委員会・保護観察所が連携しながら対応しているところ、本検討会の目的に照らし、以下では、更生保護官署が関与する部分を中心に示す。

(1) 申出

ア 本制度を利用できる被害者等は、①加害者が少年院送致のときは“最寄りの少年鑑別所”に、②加害者が保護観察処分ときは“居住地の保護観察所”に対して、申出をする（当該被害者等は、加害者が少年院在院中・保護観察中・保護観察終了後を問わず、いつでも申し出ることが可能。）。

イ 本制度を利用できる被害者等は、

(ア) 被害者自身

(イ) (ア)の法定代理人（親権者・後見人）

(ウ) 被害者自身が死亡している又は被害者自身の心身に重大な故障（病気等）がある場合における、(ア)の配偶者・直系親族・兄弟姉妹

(エ) (ア)～(ウ)の代理人弁護士

の4類型。

ウ 申出の様式は、別添4のとおりであり、加害者1名につき1通を提出。

保護観察所は、申出を受けたときは、通知された事項を不当に第三者に漏らさない旨の誓約をするよう被害者等に求める。

エ 成人と異なり、被害者等は、通知内容の多寡を選択できない。

(2) 受付・受理

ア 被害者等から別添4の申出書の提出を受けた保護観察所は、当該被害者等に通知をすることが相当か否かを判断する。

イ 通知しないこととしたときは、被害者等に書面でその旨及び理由を連絡する。

(3) 通知

ア 加害者が少年院に收容されている場合

(ア) 少年院から被害者等に通知する。

(イ) 通知内容は次のとおり。

・ 收容されている少年院

・ 少年院における処遇状況

・ 出院に関する事項（出院時において收容されていた少年院の名称及び所在地等）

イ 加害者の審理が始まった場合・審理が終わった場合

(ア) 加害者の審理をする地方委員会から被害者等に通知する。

(イ) 通知内容は、別添5のとおり。

なお、審理の開始に関する事項を通知する際に、意見等聴取制度に係る資料を同封し、制度利用を促すことが通例。

(ウ) 少年院からの仮退院が許されたとしても、

- ・ 仮退院される予定の日
- ・ 仮退院された後に加害者が生活する場所の住所や連絡先
- ・ 加害者に対する地方委員会の評価

は通知されない。

仮退院される予定の日や住所等を通知しないのは、①例えば、仮退院が許された後に、加害者が少年院内で規律違反をし、仮退院の許可が取り消されるなど、予定どおりに仮に退院されるか否か不明であること、②加害者においては、仮退院される直前に、初めて仮退院される事実が伝えられることになっているところ、このこととのバランスをとるためなどによる。

加害者に対する地方委員会の評価を通知しないのは、(仮退院の許否の結果については、伝えられるものの) その前提となる評価は、総合的に行われるものであることによる。

(エ) なお、加害者が、その仮退院後に、被害者等に再被害をもたらしそうな場合の警察を中心とした別の仕組みは、存在しない。

ウ 加害者が少年院からの仮退院により仮退院した場合

(ア) 加害者の保護観察をつかさどる保護観察所から被害者等に通知する。

(イ) 通知内容は、別添3のとおり。

なお、保護観察の開始に関する事項を通知する際に、心情等伝達制度に係る資料を同封し、制度利用を促すことが通例。

(ウ) 保護観察中であつたとしても、

- ・ 加害者が生活する場所の住所や連絡先
- ・ 加害者の就労先・就学先の名称や場所
- ・ 加害者に対する保護観察所の評価

などは通知されない。

加害者が生活する場所の住所等や就労先・就学先の名称等を通知しないのは、加害者の個人情報保護の見地による。

加害者に対する保護観察の評価を通知しないのは、(保護観察の解除や戻し収容などについては、伝えられるものの) その前提となる評価は、総合的に行われるものであることによる。

3 意見等聴取制度

(1) 制度利用の事実の取扱い

被害者が意見等聴取制度を利用した事実は、加害者側による被害者側への不当な働きかけ等を防ぐため、加害者側に秘匿している。

(2) 申出・受付・受理

ア 本制度を利用できる被害者等は、加害者の仮釈放等審理が行われている間に、①当該審理を行う地方更生保護委員会又は②居住地の保護観察所に来庁して、申し出る。ただし、来庁が困難な場合は、郵送での対応、被害者等の自宅その他適当な場所への往訪による対応もできる。

イ 本制度を利用できる被害者等は、

(ア) 審理の対象となっている犯罪等により被害を受けた被害者自身（注）

(イ) (ア)の法定代理人（注）

(ウ) 被害者自身が死亡している又は被害者自身の心身に重大な故障（病気等）

がある場合における、(ア)の配偶者・直系親族・兄弟姉妹

の3類型。

（注） 加害者が複数の犯罪等をした場合、仮釈放等審理の対象となっている犯罪等により被害を受けた被害者等のみが意見等聴取制度を利用することができる。

例えば、加害者が、①窃盗により H25.4.1～H27.3.31の間、②強盗により H27.4.1～H30.3.31の間受刑することとなっている場合であって、H25.4.1～H27.3.31の受刑を問題なく終了した上で、H27.4.1～H30.3.31の間のいずれかの日に仮釈放審理が行われたときには、②の被害者等のみが意見等聴取制度を利用することができる。

（注） 被害者自身が未成年者であれば、その親は、法定代理人として制度を利用できる。ただし、被害者自身が成人した後は、上記(ウ)の場合のみ、制度を利用できる。

ウ 申出の様式は、別添6のとおりであり、加害者1名につき1通を提出。

エ 申出があると、次に掲げる本人確認を行い、確認ができれば受付が終了し、申出が受理される。

(ア) 申出希望者と、申出書に記載された申出人との同一性

運転免許証等の身分証明書によって確認（申出人が被害を受けた本人でない場合は、戸籍等の続柄の確認できる書類で確認）

(イ) 加害者が仮釈放等審理の対象か

更生保護官署の持つシステムにて検索

(ウ) 申出人が意見等聴取制度を利用できる者か

事件記録から、被害者であることを確認（申出人が被害を受けた本人でない場合は、戸籍等から続柄を確認／被害を受けた本人が死亡又は心身に重大な故障があるとして申出があった場合は、その事実を除籍謄抄本や診断書で確認）

(3) 聴取日時等の通知（意見等聴取通知書の送付）

ア 予め確認した被害者等の都合を踏まえて日時を調整し、意見等聴取通知書により、申出を受付けた旨及び聴取日時・場所を、申出人へ通知する。

イ なお、実務では、①第2の1の(3)のイの(イ)及び第2の2の(3)のイの(イ)に記載したとおり、被害者等通知制度を利用している被害者等であって、意見等聴取制度を利用し得る人には、同制度に係る説明資料を送付していること(そのため、意見等聴取制度の利用希望の意思を示す人は、ほとんどが、利用できる被害者等であることが多いこと)に加え、②被害者等の便宜を可能な限り図る観点から、更生保護官署において、被害者等から、電話等で意見等聴取制度の利用意思が確認できたときは、③その時点で心情等聴取の実施も含めた来庁日程を決定し、④指定場所に指定日時に当該被害者等が来庁した時には、申出と受付とを直ちに行い、問題がなければ意見等聴取を実施している。

(4) 意見等聴取

ア 被害者等は、仮釈放等審理を担当する地方委員会委員、合議体又は保護観察官に対し、直接、仮釈放等に対する意見等を述べることができる。

イ なお、被害者等の更生保護官署への来訪が困難な場合には、地方委員会による往訪や、被害者等自身が記載した書面での意見陳述も不可能ではない(ただし、被害者等が、仮釈放等審理を担う委員等に直接意見等を伝える方が、より意見等が伝わりやすいと考えられることから、更生保護官署としては、直接来庁して意見等を述べることを推奨している。なお、交通費が支給される。)

ウ 申出者の希望に応じ、予め、被害者等の居住地の近隣の保護観察所に配置されている専任職員(被害者担当官や被害者担当保護司)に、①制度利用に係る相談をしたり、②地方委員会に向かう際の随行や、③意見等聴取の際の同席も可能。

エ 意見等聴取の際に、通常、第三者の同席は不可。ただし、事案に応じて、不安や緊張緩和のため、各種支援員や弁護士、親族の同席が認められる場合もある。

(5) その他

ア 意見等聴取制度により被害者等から聴取した意見等については、仮釈放等を許すか否かの判断や、許す場合の時期の判断に考慮されることはもちろん、例えば、

(ア) 仮釈放等が許された場合の特別遵守事項の内容

(イ) 保護観察実施上留意すべき参考事項の内容

を決める際に考慮することとされている。実例では、ストーカー被害に遭った被害者が「加害者には二度と近寄らないでほしい。」「二度と連絡をしないでほしい。」という意見又は心情を述べた場合に、被害者への接触禁止に関する特別遵守事項を定めるなどした上で、処遇において、被害者に接触しないよう指導を徹底するなどしている。

イ しかしながら、仮釈放等審理において、被害者等が示した意見が詳細にどのように考慮されたのかを説明することは、様々な要素を総合的に判断するという仮釈放等審理の性質上、困難である。

ウ なお、仮釈放等審理の結果を知りたい被害者等は、別途、被害者等通知制度を利用している必要がある。

また、同制度を利用している場合であっても、仮釈放等審理の結果の通知については、仮釈放を許すことと判断したのか、許さないことと判断したのか、結果だけが通知され、既述のとおり、いつ仮に釈放されるのか等については、通知されない。

4 心情等伝達制度

(1) 制度利用の事実の取扱い

被害者が心情等聴取制度を利用した事実は、本制度が加害者の改善更生に資するという目的をも持っていることから、加害者側に伝達している。

(2) 申出・受付・受付

ア 本制度を利用できる被害者等は、加害者の保護観察をつかさどる保護観察所又は居住地の保護観察所に来庁して申し出る。ただし、来庁が困難な場合は、郵送での対応、被害者等の自宅その他適当な場所への往訪による対応もできる。

イ 本制度を利用できる被害者等は、

(ア) 保護観察を付される理由となった犯罪等により被害を受けた被害者自身（注）

(イ) (ア)の法定代理人

(ウ) 被害者自身が死亡している又は被害者自身の心身に重大な故障（病気等）がある場合における、(ア)の配偶者・直系親族・兄弟姉妹

の3類型。

（注） 加害者が複数の犯罪等をした場合、保護観察を付される理由となった犯罪等により被害を受けた被害者等のみが心情等伝達制度を利用することができる。

例えば、加害者が、①窃盗により H25.4.1～H27.3.31の間、②強盗により H27.4.1～H30.3.31の間受刑することとなっている場合であって、H25.4.1～H27.3.31の受刑を問題なく終了した上で、H27.4.1～H30.3.31の間のいずれかの日に仮に釈放されて保護観察が開始されたときには、②の被害者等のみが心情等伝達制度を利用することができる。

ウ 申出の様式は、別添7のとおりであり、加害者1名につき1通を提出。

エ 申出があると、次に掲げる本人確認を行い、確認ができれば受付が終了し、申出が受理される。

(ア) 申出希望者と、申出書に記載された申出人との同一性

運転免許証等の身分証明書によって確認（申出人が被害を受けた本人でない場合は、戸籍等の続柄の確認できる書類で確認）

(イ) 加害者が心情等伝達の対象か

更生保護官署の持つシステムにて検索

(ウ) 申出人が心情等伝達制度を利用できる者か

事件記録から、被害者であることを確認（申出人が被害を受けた本人でない場合は、戸籍等から続柄を確認／被害を受けた本人が死亡又は心身に重大な故障があるとして申出があった場合は、その事実を除籍謄抄本や診断書で確認）

(3) 聴取日時等の通知（心情等聴取通知書の送付）

ア 予め確認した被害者等の都合を踏まえて日時を調整し、心情等聴取通知書により、申出を受付けた旨及び聴取日時・場所を、申出人へ通知する。

イ なお、実務では、①第2の1の(3)のウの(イ)及び第2の2の(3)のウの(イ)に記載したとおり、被害者等通知制度の利用者に心情等伝達制度に

係る説明資料を送付しており、事実上、心情等伝達制度の利用希望者が心情等伝達制度を利用できる者であることがほとんどである上、②被害者等の便宜を可能な限り図る観点から、更生保護官署において、被害者等からの電話等で心情等伝達制度の利用意思が確認できたときは、その時点で聴取のための来庁日程を決定し、指定場所に来庁した時に申出と受付とを行っている。

(4) 心情等聴取

ア 被害者等は、保護観察所の被害者関係の専任の保護観察官（被害者担当官）に対し、その心情等を述べることができる。

被害者担当官は、述べられた心情等を心情等聴取書にとりまとめ、被害者等に提示、当該心情等聴取書に被害者等から署名押印をもらう。

イ なお、被害者等の更生保護官署への来訪が困難な場合には、往訪や、被害者等自身が記載した書面での心情等の陳述も不可能ではない（ただし、被害者等が、被害者担当官に直接心情等を伝える方が、より心情等が伝わりやすいと考えられることから、更生保護官署としては、直接来庁して心情等を述べることを推奨している。なお、交通費が支給される。）。

ウ 申出者の希望に応じ、予め、被害者等の居住地の近隣の保護観察所に配置されている専任職員（被害者担当官や被害者担当保護司）に、①制度利用に係る相談をしたり、②心情等聴取の際の同席も可能。

エ 心情等聴取の際に、通常、第三者の同席は不可。ただし、事案に応じて、不安や緊張緩和のため、各種支援員や弁護士、親族の同席が認められる場合もある。

オ なお、被害者等は、希望すれば、(5)で示す心情等伝達における加害者の反応等（被害者等の心情等について述べたこと、被害弁償又は慰謝の措置について述べたこと、特に被害者等に対して伝えることを希望して述べたこと）についての通知を受けることができる。

(5) 心情等伝達

ア 上記(4)とは別の日に、加害者の保護観察を担当する保護観察官（主任官）が、加害者を呼び出す等して面接をし、被害者等の署名押印のある心情等聴取書を読み聞かせる。

イ 聴取内容はできるだけ速やかに加害者に伝達することとされている。

ウ 加害者の状況、事件の性質、保護観察の実施状況等の事情により、聴取内容の一部又は全部を伝達しないこととする場合がある。

(6) 心情等伝達の結果の通知

ア (5)の心情等伝達をしたときは、伝達内容を被害者等に通知する。

イ 心情等聴取書の一部の伝達をしなかったときは、その旨及び伝達した内容を明らかにする。

ウ 被害者等が(4)のオのように、加害者の反応の通知を希望しているときは、当該反応も通知する。

5 相談・支援

(1) 制度利用の事実の取扱い

被害者が相談・支援を利用した事実は、加害者側による被害者側への不当な働きかけ等を防ぐため、加害者側に秘匿している。

(2) 申出・受付

ア 本制度を利用できる被害者等は、その居住地の保護観察所において利用ができる。

ただし、被害者等が希望すれば、希望する保護観察所において利用ができる。

イ 主として、刑事裁判が終了した後、又は、加害者の保護処分を受けた後であれば、いつでも支援をすることができる。

ただし、裁判終了前や加害者が保護処分を受けるまでであっても、対応は可能。

ウ 本制度を利用できる被害者等は、

(ア) 犯罪等により被害を受けた被害者自身

(イ) (ア)の親族

(ウ) (ア)(イ)に準ずる者（例えば、内縁関係の相手方）

の3類型。

(3) 相談・支援の内容

ア 来庁や電話により相談に応じ、悩み・不安を傾聴して、その軽減を図る。

特に、

(ア) 必要な関係機関等を紹介し、又は、関係機関等への連絡・相談補助を行うこと

(イ) 更生保護における支援制度の内容や手続を説明すること

(ウ) 既述の更生保護の制度の利用支援を行うこと

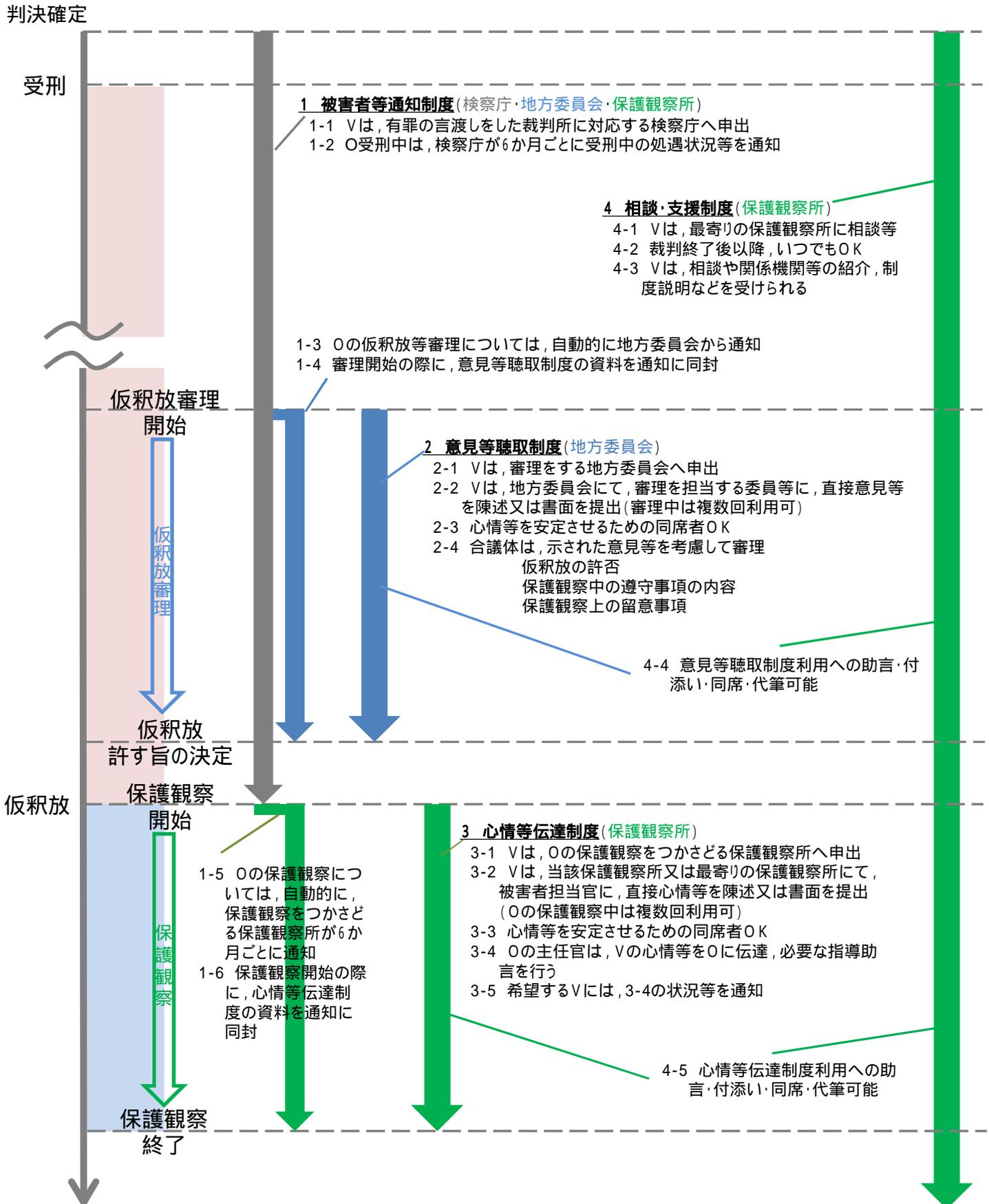
の3つの機能が想定されている。

イ なお、相談・紹介等の対応にあたり、被害者の希望が被害と関係がないと認められる場合、暴力団等実質的に被害者と言えないなど例外的な事情があり、支援が相当でないと認められるとき・支援が困難なときには、相談・支援に応じない場合がある。

また、相談・支援に応じる場合であっても、上記アの(ウ)については、既述の更生保護の制度の利用ができる被害者等でなければ、利用できないのはいまでもない。

凡例 O:加害者 V:被害者

成人のOが裁判で実刑判決を言い渡され受刑, 仮釈放が許され, 保護観察期間が満了した事案において, Vが利用しうる全ての制度を図示



様式第1号

通 知 書 (甲)

年 月 日

殿

地方更生保護委員会

年 月 日付で通知希望の申出のあった件（加害者姓： ）について、
下記のとおり通知します。

お知らせした内容については、正当な理由なく第三者に伝えることのないよう取扱いに御注意
ください。

転居などにより通知先、通知方法等の変更を希望されるときは、下記の連絡先までお早めに御
連絡ください。

御不明な点がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なく御連絡ください。

記

仮釈放審理の開始について

仮釈放を許すかどうかを判断する審理が、以下のとおり始まりました（仮釈放が許可された
ものではありません）。

- ・ 仮釈放審理の開始年月日 年 月 日
- ・ 仮釈放審理の開始事由 刑事施設の長から仮釈放を許すよう申出を受けました
 地方更生保護委員会の判断により審理を開始することとしました
- ・ 仮釈放審理を行う地方更生保護委員会

地方更生保護委員会

所在地

（参考）仮釈放とは、刑事施設で受刑している加害者を、その受刑期間が終わる前に仮に釈放し、守らなければならぬ一定の条件のもとで残りの受刑期間を社会内で生活させながら、その間、保護観察所が加害者の指導監督等（保護観察）を行う制度です。刑事施設を出所した加害者が、何ら指導監督等を受けることなくいきなり一般社会に戻るとすれば、再び犯罪行為に及んでしまうことも考えられるため、仮釈放により保護観察を実施し、加害者の改善更生等を促すものです（加害者が受刑期間の全てを刑事施設で過ごした場合は保護観察を行うことができません）。加害者が保護観察中に守らなければならない条件に違反した場合は、仮釈放が取り消され、刑事施設に戻されることもあります。

仮釈放審理を行う地方更生保護委員会の変更について

加害者を収容する刑事施設が変更されたことに伴い、仮釈放審理を行う地方更生保護委員会が変更になりました。

- ・ 仮釈放審理を行う地方更生保護委員会の変更年月日 年 月 日
- ・ 新たに仮釈放審理を行うことになった地方更生保護委員会

地方更生保護委員会

所在地

仮釈放審理の再開について

いったん仮釈放を許可されましたが、その後の事情の変更等により、仮釈放を許可するかどうかの審理をやり直すことになりました。

- ・ 仮釈放審理の再開年月日 年 月 日
- ・ 仮釈放審理を行う地方更生保護委員会

地方更生保護委員会

所在地

仮釈放審理の結果について

仮釈放審理の結果が、以下のとおりとなりました。

- ・ 仮釈放審理の終結年月日 年 月 日

- ・ 仮釈放審理の結果 仮釈放が許可されました

仮釈放が許可されませんでした

(仮釈放が許可されなかった事由)

仮釈放を許可しないとの判断がされました

刑の執行を停止された日から3か月が経過したため、仮釈放審理が終結しました

逃走、死亡等により刑事施設に収容中の者でなくなりました

- ・ 仮釈放審理を行った地方更生保護委員会

地方更生保護委員会

所在地

(特記事項)

(連絡先) 地方更生保護委員会
 保護観察官
 電話番号

(記載要領)

- 1 事例に応じ，不要の通知事項を削ること。
- 2 「仮釈放審理の開始について」及び「仮釈放審理の結果について」においては，該当する□にレ印を付すこと。
- 3 通知希望者が通知内容を正確に理解できるよう，必要に応じ，「(参考)」について付加変更するなどして説明を付記すること。
- 4 通知に係る加害者が複数の刑を順次執行されている場合において，通知の時点で執行が終了している刑があるときは，当該刑が言い渡される理由となった犯罪による被害に係る通知希望者については，その旨及び更生保護法第38条第1項の規定による意見等聴取制度を利用することはできない旨を「特記事項」に記載すること。

様式第2号

通 知 書 (乙)

年 月 日

殿

保護観察所長

年 月 日付けで通知希望の申出のあった件（加害者姓： ）について、
下記のとおり通知します。

お知らせした内容については、正当な理由なく第三者に伝えることのないよう取扱いに御注意
ください。

転居などにより通知先、通知方法等の変更を希望されるときは、下記の連絡先までお早めに御
連絡ください。

御不明な点や不安なことなどがございましたら、下記の被害者専用窓口まで遠慮なく御連絡く
ださい。専任の担当者が御相談に応じます。

記

保護観察の開始について

加害者の保護観察が、以下のとおり始まりました。

- ・ 保護観察の開始年月日 年 月 日
- ・ 保護観察の終了予定年月日 年 月 日
- ・ 保護観察を行う保護観察所

保護観察所 支部

所在地

(参考) 保護観察とは、加害者が再び犯罪行為等に及ぶことを防ぎ、改善更生を助けるために、社会の
中で生活をさせながら、その間、国の責任において指導監督及び必要な援助を行う制度です。保
護観察は、加害者が居住する都道府県にある保護観察所（各都道府県に置かれている法務省に属
する行政機関です。）が行います。家庭裁判所において保護観察処分決定を受け、又は少年院から
の仮退院を許可されて保護観察を受けている加害者については、保護観察の実施状況などから保
護観察を継続する必要がなくなったと認められる場合に、保護観察の終了予定年月日より早く
保護観察が終了することがあります。

・ 遵守事項等の内容

(参考) 「遵守事項」とは、加害者が保護観察期間中に守らなければならない条件です。加害者が遵守
事項に違反したときは、仮釈放の取消しなどの措置がとられることもあります。遵守事項には、
全ての保護観察対象者（保護観察に付されている者）が守らなければならない「一般遵守事項」
と、必要に応じて個々の保護観察対象者ごとに定められる「特別遵守事項」とがあります。

・ 一般遵守事項の概要

一般遵守事項は、①再び犯罪をすることがないように、又は非行をなくすよう健全な生

活態度を保持すること，②保護観察官や保護司の面接を受け，生活の実態を申告するなど，保護観察を誠実に受けること，③住居を定め，届け出ること【仮釈放者，少年院仮退院者又は住居を特定する旨の決定を受けた者の場合は削除】，④届け出た（定められた）住居に居住すること，⑤転居又は7日以上の旅をする場合に事前に許可を得ることを内容としています。

・ 特別遵守事項の内容

【専門的処遇プログラムの受講に関する事項が設定されている場合】

（参考）【記載要領5に基づき記載すること。】

・ 生活行動指針の内容

（参考）生活行動指針は，これに即して生活し，行動するよう努めなければならないこととして，必要に応じて個々の保護観察対象者ごとに定められるものです。遵守事項とは異なり，加害者がこれに違反しても仮釈放の取消しなどの措置がとられることはありませんが，保護観察所は，加害者が定められた生活行動指針に則して生活・行動するよう必要な指示その他の措置をとることができます。

保護観察を行う保護観察所の変更について

加害者の転居等の事情により，保護観察を行う保護観察所が，以下のとおり変更になりました。

・ 保護観察を行う保護観察所が変更になった年月日 年 月 日

・ 新たに保護観察を行うことになった保護観察所

保護観察所 支部

所在地

保護観察の状況について

年 月 から 年 月 までの加害者の保護観察の状況は、以下のとおりです。

・ 特別遵守事項の内容

(参考) 特別遵守事項とは、加害者が保護観察期間中に守らなければならない条件であり、必要に応じて個々の保護観察対象者ごとに定められています。加害者が特別遵守事項に違反したときは、仮釈放の取消しなどの措置がとられることもあります。

・ 生活行動指針の内容

(参考) 生活行動指針は、これに即して生活し、行動するよう努めなければならないこととして、必要に応じて個々の保護観察対象者ごとに定められるものです。遵守事項とは異なり、加害者がこれに違反しても仮釈放の取消しなどの措置がとられることはありませんが、保護観察所は、加害者が定められた生活行動指針に則して生活・行動するよう必要な指示その他の措置をとることができます。

・ 保護観察官又は保護司が加害者と面接して指導等を行った回数

年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
面接状況	回	回	回	回	回	回

【面接状況に「0回」の記載があり、下記（参考）欄に該当する特段の事情が生じた場合】

* 加害者に

年 月 面接できない特段の事情が生じました

年 月 面接できない特段の事情が生じましたが、年 月 解消されました

(参考) 保護観察の過程において、加害者の長期入院、福祉施設等への入所、法令に基づく身体の拘束、国外への強制退去など特段の事情により、やむを得ず加害者に対する保護観察官又は保護司による面接が実施できない状態となる場合があります。

・ 所在不明又は保護観察停止の状況

・ 加害者【仮釈放者を除く。】が、

所在不明となりました

(その年月日) 年 月 日

所在不明となりましたがその後に発見されました

(その年月日) 年 月 日

・ 刑事施設を仮釈放中の加害者について、

保護観察が停止されました

(その年月日) 年 月 日

保護観察の停止が解かれました

(その年月日) 年 月 日

(参考) 仮釈放中の加害者が所在不明になった場合、保護観察が実施できなくなるため、その所在が判明するまでの間、保護観察を停止することがあります。保護観察の停止中は、刑期の進行が止まりますので、当初予定されていた保護観察終了日になっても保

護観察は終了せず、停止されていた日数と同じ日数だけ保護観察が延長されます。

・ 保護観察の一時解除又は仮解除の状況

- ・ 少年法第24条第1項第1号の保護処分（保護観察処分）を受けた加害者について、

- 保護観察の一時解除をしました
（その年月日） 年 月 日
- 保護観察の一時解除を取り消しました
（その年月日） 年 月 日

（参考）「一時解除」とは、保護観察を実施しないことが、加害者の自立や改善更生等を促すと認められるときに、期間を定めて一時的に保護観察を実施しないこととするものです。再び保護観察を行う必要が生じたときは、一時解除を取り消し、保護観察を再開します。一時解除期間中は、心情等伝達制度の御利用はできません。

- ・ 刑法第25条の2第1項、第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付された加害者（保護観察付執行猶予者）について、

- 保護観察を仮解除しました
（その年月日） 年 月 日
- 保護観察の仮解除を取り消しました
（その年月日） 年 月 日

（参考）「仮解除」とは、保護観察を仮に解除しても、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認められたときに、保護観察を実施しないこととするものです。再び保護観察を行う必要が生じたときは、仮解除を取り消し、保護観察を再開します。仮解除期間中は、心情等伝達制度の御利用はできません。

保護観察の終了について

加害者の保護観察が、以下のとおり終了しました。

- ・ 保護観察の終了年月日 年 月 日
- ・ 保護観察の終了事由

【少年法第24条第1項第1号の保護処分（保護観察処分）を受けた加害者の場合】

- 保護観察期間が満了しました
- 保護観察を解除しました

（参考）「解除」とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められる場合に保護観察を終了するものです。

- その他（ ）

【少年院からの仮退院を許された加害者の場合】

- 保護観察期間が満了しました
- 退院の決定がありました

（参考）「退院」とは、少年院から仮退院して保護観察を受けていた加害者について、保護観察を継続する必要がなくなったと認められる場合に保護観察を終了するものです。

- 遵守事項違反等の理由により、再び少年院に収容することとなりました

その他（ ）

【仮釈放を許された加害者の場合】

保護観察期間が満了しました

再犯，遵守事項違反等があったため，加害者を再び刑事施設に収容することになりました（刑法第29条第1項第 号・第2項に該当）

その他（ ）

【刑法第25条の2第1項，第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付された加害者（保護観察付執行猶予者）の場合】

保護観察期間が満了しました（執行猶予期間が満了しました）

再犯，遵守事項違反等があったため刑の執行猶予が取り消され，加害者を刑事施設に収容することになりました（刑法第26条第 号・第26条の2第 号・第27条の4第 号・第27条の5第 号・薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第5条第2項の規定により読み替えて適用される刑法第27条の5第2号に該当）

その他（ ）

・ 保護観察の終了時に保護観察を行っていた保護観察所

保護観察所 支部

所在地

（特記事項）

【保護観察の開始に関する事項のみを通知する場合】おおむね1か月後に，保護観察の状況について通知を行い，以後6か月ごとに通知を行います。

【保護観察中の処遇状況に関する事項を通知する場合】次回はおおむね6か月後に，保護観察の状況について通知を行います。

（被害者専用窓口） 保護観察所

被害者担当官

電話番号

(記載要領)

- 1 事例に応じ、不要の文字又は通知事項を削ること。
- 2 【 】及びその内にある文字は削ること。
- 3 「保護観察の状況について」及び「保護観察の終了について」においては、該当する□にレ印を付すこと。
- 4 特別遵守事項及び生活行動指針は、「保護観察の開始について」に関する通知の際、及び「保護観察の状況について」に関する通知を行う都度、記載すること。これらについて、前回の通知後新たに設定・変更・取消し又は仮釈放に引き続く執行猶予期間の開始による変更等があった場合には、「特別遵守事項の内容」欄又は「生活行動指針の内容」欄の下部に、その旨及びその年月日を適宜分かりやすく記入すること。前回の通知後新たな設定・変更・取消し等がなかった場合にも、省略せず、具体的内容を記載すること。
- 5 特別遵守事項において、専門的処遇プログラムの受講に関する事項が設定されている場合、「保護観察の開始について」に関する通知事項において、特別遵守事項の記載に続き、それぞれ以下の要領で、その内容を記載すること。

【性犯罪者処遇プログラムの受講に関する事項が設定されている場合】

「性犯罪者処遇プログラム」とは、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付く自己の問題性について理解させ、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させるものです。保護観察官が5回にわたり加害者に面接して実施します。

【覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講に関する事項が設定されている場合】

「覚せい剤事犯者処遇プログラム」とは、心理学等の専門的知識に基づき、覚せい剤依存に至った自己の問題性について理解させ、再び覚せい剤を使用しないようにするための具体的な方法を習得させるものです。覚せい剤をやめようという意思を持続させることを目的として実施する簡易薬物検出検査と組み合わせ、保護観察官が5回にわたり加害者に面接して実施します。なお、内容の復習等を継続して実施することがあります。

【薬物再乱用防止プログラムの受講に関する事項が設定されている場合】

「薬物再乱用防止プログラム」とは、心理学等の専門的知識に基づき、依存性薬物を乱用するに至った自己の問題性について理解させ、再び依存性薬物を乱用しないようにするための具体的な方法を習得させるものです。依存性薬物をやめようという意思を持続させることを目的として実施する簡易薬物検出検査と組み合わせ、保護観察官が5回にわたり加害者に面接して実施します。なお、内容の復習等を継続して実施することがあります。

【暴力防止プログラムの受講に関する事項が設定されている場合】

「暴力防止プログラム」とは、心理学等の専門的知識に基づき、暴力犯罪に結び付く自己の問題性について理解させ、再び暴力犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させるものです。保護観察官が5回にわたり加害者に面接して実施します。

【飲酒運転防止プログラムの受講に関する事項が設定されている場合】

「飲酒運転防止プログラム」とは、心理学等の専門的知識に基づき、アルコールが心身及び運転に与える影響や飲酒運転に結び付く自己の問題性について理解させ、再び飲酒運転をしないようにするための具体的な方法を習得させるものです。保護観察官が5回にわたり加害者に面接して実施します。

- 6 専門的処遇プログラムの実施状況については、以下の例を参考に「保護観察の状況について」の特別遵守事項の内容として記載した専門的処遇プログラムの受講に関する事項に続けて、括

弧を付して記載すること。

(1) 「保護観察の状況について」の通知対象期間中に性犯罪者処遇プログラムの受講が開始され、同期間の末時点で受講中であるとき

性犯罪者処遇プログラムを受けること（平成 年 月受講開始，平成 年 月受講中）

(2) 「保護観察の状況について」の通知対象期間前に性犯罪者処遇プログラムの受講が開始され、同期間の末時点で受講中であるとき

性犯罪者処遇プログラムを受けること（平成 年 月受講中）

(3) 「保護観察の状況について」の通知対象期間中に性犯罪者処遇プログラムの受講が開始され、同期間中に受講を終了したとき

性犯罪者処遇プログラムを受けること（平成 年 月受講開始，平成 年 月受講終了）

(4) 「保護観察の状況について」の通知対象期間前に性犯罪者処遇プログラムの受講が開始され、同期間中に受講を終了したとき

性犯罪者処遇プログラムを受けること（平成 年 月受講終了）

7 「保護観察官又は保護司が加害者と面接して指導等を行った回数」において、面接状況が0回の月で、更にその理由が、加害者が法令に基づき身体を拘束されていること、退去強制手続がとられていること等事実上保護観察を実施できないことによる場合（保護観察停止，所在不明，仮解除及び一時解除の場合を除く。），面接状況の表下の*印に続く□にレ印を付し，その年月を記入すること。これらの事情が解消された場合も同様である。ただし，これらの接触できない特段の事情が短期間で解消され，当該月の面接状況が1回以上であるときは，記載を要しない。

8 「保護観察の終了について」において，「保護観察の終了事由」を「その他」としたときは，それに続く括弧内に，それぞれ以下の要領で記入すること。

（少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた加害者の場合）

終了事由について，保護処分の取消し又は死亡のいずれに該当するかを記入し，更に，終了事由が保護処分の取消しである場合は，その取消しの事由が，少年法第27条第1項若しくは第2項又は第27条の2第1項のいずれに該当するか及びその取消しの事由が同法第27条第2項に該当する場合において，同項に規定する新たな保護処分が同法第26条の4第1項の規定によるものであるときは，その旨を併せて記入すること。

（少年院からの仮退院を許された加害者の場合）

終了事由について，保護処分の取消し又は死亡のいずれに該当するかを記入し，更に，終了事由が保護処分の取消しである場合は，その取消しの事由が，少年法第27条第1項若しくは第2項又は第27条の2第1項のいずれに該当するかを併せて記入すること。

（仮釈放を許された加害者の場合）

終了事由について，不定期刑の執行終了，保護観察停止中の刑の時効の完成，恩赦，国際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の減軽若しくは免除又は死亡のいずれに該当するかを記入すること。

（刑法第25条の2第1項，第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第1項の規定により保護観察に付された加害者の場合）

終了事由について，恩赦又は死亡のいずれに該当するかを記入すること。

9 保護観察の停止，仮解除等の措置に関する通知事項があるときは，通知希望者がその内容を正確に理解できるよう，必要に応じ，「(参考)」について付加変更するなどして説明を付記すること。その他，様式中に「(参考)」が付されている事項も同様である。

- 10 「保護観察の開始について」に関する通知を行う場合において、当該通知に係る加害者が複数の刑について仮釈放を許す旨の決定を受けているときは、心情等伝達制度の利用の便宜を図るため、それぞれの刑の執行終了予定年月日及びその被害に係る犯罪が理由となって言い渡された刑の執行終了までの間に限り心情等伝達制度を利用することができる旨を「特記事項」に記載すること。
- 11 申出に係る加害者が複数の刑について仮釈放を許す旨の決定を受け、そのうち1以上の刑の執行を受け終わった後、他の刑について仮釈放を取り消された場合において、当該執行を受け終わった刑を言い渡される理由となった犯罪による被害に係る通知希望者に対し、「保護観察の終了について」に関する通知を行うときは、当該通知をもって通知は終了となり、以後通知は行われぬ旨を「特記事項」に記載すること。

なお、申出に係る加害者が保護観察付一部執行猶予刑を含む複数の刑の執行を受け、一以上の刑の執行を受け終わった後、他の刑について仮釈放又は刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合も同様に「特記事項」に記載すること。
- 12 次回の通知予定の有無及び通知予定時期を「特記事項」に記載すること。

様式第 16 号

加害者処遇状況等通知希望申出書 (乙)

申出年月日 年 月 日

関係諸機関 御中

保護処分 (少年院送致又は保護観察) を受けた加害者の処遇状況等について通知希望の申出をします。この申出に基づき通知を受けた情報については、不当に第三者に漏らすことはいたしません。

(ふりがな)
申出人の氏名又は名称

印

※申出人が個人の場合は、自署してください。法人の場合は、法人名及び代表者の氏名を記入し、代表者印を押印してください。

1 申出人に関する事項

申出人と被害者との関係等 (レ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 被害者の法定代理人 (未成年者の父母, 成年後見人等) <input type="checkbox"/> 被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族 (具体的な続柄) <input type="checkbox"/> 被害者が死亡 <input type="checkbox"/> 被害者の心身に重大な故障 <input type="checkbox"/> 被害者等から委託を受けた弁護士
住 所	(〒 -) * 法人の場合は主たる事務所の所在地, 被害者等から委託を受けた弁護士の場合は事務所の所在地を記入してください。 * 被害者等から委託を受けた弁護士の場合は所属弁護士会を記入してください。 () 弁護士会
連絡先	自宅・事務所 () - 携帯 () - * 上記電話番号への連絡に支障がある場合には、希望する連絡先、連絡方法を併せて記入してください。

○ 申出人が被害者本人でない場合、被害者本人について御記入ください。

(ふりがな) 氏 名	
住 所	
* 被害時から変更がある場合は、被害時の氏名を併せて記入してください。	

○ 申出人が被害者等から委託を受けた弁護士である場合、委任者について御記入ください。

(ふりがな) 氏 名	被害者との関係等 (レ印を付けてください。)	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 被害者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 被害者の親族 (具体的な続柄) <input type="checkbox"/> 被害者が死亡 <input type="checkbox"/> 被害者の心身に重大な故障
---------------	---------------------------	---

* 通知は、原則として上記の御住所に通知書を郵送することによって行います (郵送に使用する封筒は、施設や機関の名称が印字されていないものを使用します。) が、特段の理由があつてその他の通知方法を希望される場合は、申出書を提出される窓口にお申し出ください。

(裏面も必ず御記入ください。)

2 加害者に関する事項

- *加害者の特定のため必要ですので、加害者の氏名（ふりがな）は正しく記入してください。
- *加害者の氏名（ふりがな）の欄以外については、お分かりになる範囲で記入してください。

(ふりがな) 加害者の氏名			加害者の 生年月日	年 月 日	
事件発生時期 (年月日等)			事件発生場所	都道 府県	市区 町村
事件の概要					
審判を行った 家庭裁判所名	家庭裁判所 支部	審判結果 (○印を付けて ください。)	保護観察処分 ・ 少年院送致処分	決 定 年月日	年 月 日
家庭裁判所の審判 結果通知の有無	有 ・ 無	*有の場合は 審判結果通知を受けた時期		年 月 日	

【注意事項】

- 加害者の処遇状況等に関する通知を受けることができるのは、次の方々です。
 - 被害者本人
 - 被害者の法定代理人（未成年者の父母、成年後見人等）
 - 被害者が死亡し又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹
 - ①～③から委託を受けた弁護士
- 申出書は、加害者の保護処分が**保護観察処分**である場合はお住まいの都道府県にある**保護観察所**（北海道には、札幌、函館、旭川及び釧路の4か所にありますので、提出先が分からない場合は、お問い合わせください。）に、**少年院送致処分**である場合は**最寄りの少年鑑別所**に、それぞれ提出してください。（通知は申出先とは異なる機関からなされる場合があります。）
- 申出人が1の①～③の場合は、**運転免許証、個人番号カード（通知カードは該当しません。）等の現住所及び御本人であることを確認できる資料の提示又は写しの提出**をお願いします。詳しくは窓口にお問い合わせください。
- 申出人が1の②又は③の場合には、3の資料に加え、**被害者との関係が分かる戸籍謄本等の資料や、被害者の心身の状況に関する診断書等の資料の提出**をお願いします。詳しくは窓口にお問い合わせください。
- 申出人が1の④の場合は、**委任状の提出**をお願いします。また、**委託を1の②又は③から受けた場合は、4の資料を併せて提出**してください。詳しくは窓口にお問い合わせください。
- 家庭裁判所から審判結果等の通知を書面で受けている方は、その写しを提出いただければ、3及び4の資料は不要です（申出人が1の④の場合、5の委任状は必要となります）。ただし、審判結果等の通知を受けた時点から氏名に変更がある場合は、それを証明する資料の提出をお願いします。
- 提出していただいた資料は、返却いたしませんので、御了承ください。
- 申出の資格が確認できなかったことその他の理由により、通知できないことがあります。
- 申出後に住所、連絡先等に変更があったときは、速やかに連絡してください。

【受付印欄】

受付機関		少年院	地方更生保護委員会	保護観察所
少年鑑別所	保護観察所			

様式第3号

通 知 書 (丙)

年 月 日

殿

地方更生保護委員会

年 月 日付けで通知希望の申出のあった件（加害者姓： ）について、
下記のとおり通知します。

お知らせした内容については、正当な理由なく第三者に伝えることのないよう取扱いに御注意
ください。

転居などにより通知先、通知方法等の変更を希望されるときは、下記の連絡先までお早めに御
連絡ください。

御不明な点がございましたら、下記の連絡先まで遠慮なく御連絡ください。

記

仮退院審理の開始について

少年院からの仮退院を許すかどうかを判断する審理が、以下のとおり始まりました（少年院
からの仮退院が許可されたものではありません）。

- ・ 仮退院審理の開始年月日 年 月 日
- ・ 仮退院審理の開始事由 少年院の長から仮退院を許すよう申出を受けました
 地方更生保護委員会の判断により審理を開始することとしました
- ・ 仮退院審理を行う地方更生保護委員会

地方更生保護委員会

所在地

（参考）仮退院とは、少年院に収容されている加害者を、その収容期間（原則として20歳に達するまで）
が終わる前に仮に出院させ、守らなければならない一定の条件のもとで残りの収容期間を社会内で生
活させながら、その間、保護観察所が加害者の指導監督等（保護観察）を行う制度です。少年院を出
院した加害者が、何ら指導監督等を受けることなくいきなり一般社会に戻るとすれば、再び犯罪行為
に及んでしまうことも考えられるため、仮退院により保護観察を実施し、加害者の改善更生等を促す
ものです（加害者が収容期間の全てを少年院で過ごした場合は保護観察を行うことができません）。
加害者が保護観察中に守らなければならない条件に違反した場合は、少年院に戻されることもありま
す。

(記載要領)

- 1 事例に応じ、不要の通知事項を削ること。
- 2 「仮退院審理の開始について」及び「仮退院審理の結果について」においては、該当する□にレ印を付すこと。
- 3 通知希望者が通知内容を正確に理解できるよう、必要に応じ、「(参考)」について付加変更するなどして説明を付記すること。

意見等陳述申出書

申出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 地方更生保護委員会 殿

ふりがな _____

申出人の氏名又は名称 _____ 印

(代表者氏名・役職名 _____)

(法人の場合は，代表者の氏名及び役職名も記入してください。)

1 申出人に関する事項

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 (_____ 歳)

住所等 〒 _____ - _____

電話番号 (自宅・事務所) _____ - _____ - _____

(携 帯) _____ - _____ - _____

(法人の場合は，法人の主たる事務所の所在地・電話番号を記入してください。)

この場合，生年月日を記入する必要はありません。)

申出人と被害者との関係 (申出人が被害者本人でない場合に記入願います。)

 被害者の法定代理人 (親権者 その他 _____)※ 被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族 (具体的な続柄 _____)(被害者が死亡 被害者の心身に重大な故障)

(申出人が被害者本人でない場合の被害者本人の氏名 _____)

(※は被害者の配偶者，直系の親族又は兄弟姉妹のうちのいずれかに限られます。)

連絡方法に関する希望

(上記住所への文書連絡又は上記電話番号への電話連絡に支障がある場合には，希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは，申出人と連絡先との関係を記入してください。)

2 意見等の陳述の方法に関する事項

 口頭での陳述を希望する。(陳述の日時に関する希望 _____) 書面の提出を希望する。

3 提出書類

4 加害者（更生保護法第38条第1項又は同法第42条において準用する同法第38条第1項の審理対象者）に関する事項

（明らかにしたくないこと，分からないことについては，記入する必要はありません。）

ふりがな _____

氏 名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生）

罪名・非行名（事件の概要）

（注意事項）

- 1 該当する□にレ印をつけ，下線部に記入してください。
- 2 申出人の本人確認ができる資料を提出してください。申出人が被害者本人でない場合には，被害者との関係及び被害者が死亡し又はその心身に重大な故障があることを説明できる資料も提出してください。
- 3 裁判又は審判の結果の通知を書面で受けているときは，通知書の写しを提出してください。
- 4 申出の資格が確認できなかった場合は，申出を受理することができません。
- 5 事件の性質，審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認められるときは，意見等を聴取できないことがあります。
- 6 申出後に，転居等により「住所等」に変更があったときは，速やかに連絡してください。

様式第 5 5 号（規則第 7 1 条， 規程第 7 2 条第 2 項）

心 情 等 伝 達 申 出 書

申出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 保護観察所長 殿

ふ り が な _____

申出人の氏名又は名称 _____ 印

（代表者氏名・役職名 _____）

（法人の場合は，代表者の氏名及び役職名も記入してください。）

1 申出人に関する事項

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生（ _____ 歳）

住 所 等 〒 _____ - _____

電話番号（自宅・事務所） _____ - _____ - _____

（携 帯） _____ - _____ - _____

（法人の場合は，法人の主たる事務所の所在地・電話番号を記入してください。この場合，生年月日を記入する必要はありません。）

申出人と被害者との関係（申出人が被害者本人でない場合に記入願います。）

被害者の法定代理人（親権者 その他 _____）

※被害者が死亡し又は心身に重大な故障がある場合の親族（具体的な続柄 _____）

（被害者が死亡 被害者の心身に重大な故障）

（申出人が被害者本人でない場合の被害者本人の氏名 _____）

（※は被害者の配偶者，直系の親族又は兄弟姉妹のうちのいずれかに限られます。）

連絡方法に関する希望

（上記住所への文書連絡又は上記電話番号への電話連絡に支障がある場合には，希望する連絡先・連絡方法等を記入してください。申出人と連絡先が異なるときは，申出人と連絡先との関係を記入してください。）

2 提出書類

3 加害者（更生保護法第65条第1項の保護観察対象者）に関する事項
（明らかにしたくないこと，分からないことについては，記入する必要はありません。）

ふりがな _____
氏 名 _____（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生）

罪名・非行名（事件の概要）

（注意事項）

- 1 該当する口にレ印をつけ，下線部に記入してください。
- 2 申出人の本人確認ができる資料を提出してください。申出人が被害者本人でない場合には，被害者との関係及び被害者が死亡し又はその心身に重大な故障があることを説明できる資料も提出してください。
- 3 裁判又は審判の結果の通知を書面で受けているときは，通知書の写しを提出してください。
- 4 申出の資格が確認できなかった場合は，申出を受理することができません。
- 5 事件の性質，保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないと認められるときは，心情等を聴取又は伝達できないことがあります。
- 6 申出後に，転居等により「住所等」に変更があったときは，速やかに連絡してください。